

## 信託法学界回顧

中野正俊

本稿は、昭和53年度のアメリカ、イギリス、日本における信託法学界の動向を回顧するにあたって、原則として昭和52年10月から昭和53年10月までの1年間に公刊された著書・論文等の足跡を中心としながら、それぞれについて概観するものである。ここにおいて著書・論文等を紹介するに際しては、わたくしの個人的な問題関心のみに偏向することなく、でき得るかぎり細心の注意を払って、また、信託法およびその周辺の学問領域全般にわたって、その文献を検討・収録したつもりである。しかし、それでもなお予想もし得なかった不注意によって、おそらくここに取り上げて紹介すべきものであるにも拘らず、遺漏してしまった貴重・有益なる研究業績があるかも知れない。そして、また、その内容を誤解して紹介したものがあるかも知れない。それらの点については読者の寛容を請うしだいである。

### 1 アメリカ

アメリカにおける信託法学界の動向については、ここ数年間、後に触れる信託法プロパーの問題はさることながら、税法とに関連する問題に関心がよせられている。なぜならば、アメリカにおいて、信託制度は、周知のとおり、税法上の負担を軽減・回避するための法律上の一手段として、さかんに利用されているからである。すなわち、とくに高額所得者層に属する人々は、自己もしくはその家族のメンバーのために、信託に基づいて、いかにいえば、自己の財産権を第三者（受託者）に移転することによって、自己が負担すべき個人的な財産税を軽減・回避することができるのである。このように、アメリカの社会的・経済的諸事情によって、信託は、税法との関係でとくに深いかかわり合いをもっているのである。かかる諸事情のもとで、1969年の税法改正に続いて、1976年に税法（Tax Reform Act of 1976）が時代に即して再び大改正されたのであるが、その際、信託に関連する個所も大幅にその対象になったのである。信託に関連する主たる改正の個所については、すでに海原文雄教授によって紹介されているので（海原・信託法研究第2号113頁）、ここでは省略する。1976年の税法改正は、アメリカの信託実務界に与えた影響はいうまでもなく、信託法学界においても、少なからず、大きな影響を与えられたといえる。それゆえ、信託と税法とに関連する著書・論文は、従前から少なくなかつ

たが、ここ数年間、とくに税法改正以来数多くみることができるのである。かかる分野における特記すべき著書・論文等は、下記の如くである。たとえば、1976年の税法改正に伴う「新しい蓄積信託の法則」を論じる H. M. Zaritsky 氏による「The new accumulation trust rules of the Tax reform act of 1976」(Taxes, 54, pp. 676—685, 1976) ; Funding 信託と税法第677条との関係を論じる J. B. Lefter 氏による「Tax Consequences of Funding Trusts with Encumbered Property : The Demise of Section 677」(Univ. of Florida Law Review, vol. xxviii, pp. 708—722, 1976) ; 1976年の税法改正に伴う不動産投資信託との関係を論じる T. D. Englebrecht 氏と J. K. Kramer 氏とによる「Tax breaks for REITs under the Tax reform act」(Real Estate Review 7 (no. 1), pp. 33—39, 1977) ; 不動産投資信託に対する1976年の税法改正の意味を明らかにする L. C. Phillips 氏と S. S. Cowen 氏とによる「Tax reform implications for real estate investment trusts」(Taxes, 55, pp. 84—91, 1977) ; 1976年の税法改正に伴う公益的贈与に対する税法上の効果を論じる Conrad Teitell 氏による「Tax Reform Act of 1976 : Effects on Charitable Giving」(Trusts and Estates, vol. 116 (no. 1), pp. 46—50, 1977) ; 連邦税法と贈与税、所得税等との関係を論じる Charles O. Galvin 教授 (Southern Methodist Univ.) による「Wills And Trusts III Taxation」(Southwestern Law Journal, vol. 31, pp. 25—26, 1977) ; 信託によって取得される資本利得の任意的配分を論じる J. R. Howard 氏による「Discretionary distributions of current capital gains realized by trusts」(Trusts and Estates, vol. 116, pp. 301—304, 354, 1977) ; 1976年の税改正法が贈与や遺贈に対して課せられる財産移転 (譲渡) 税・収益税に及ぼす影響を論じる Joseph M. Dodge 助教授 (デトロイト大学) による「Beyond Estate and Gift Tax Reform : Including gifts and bequests in Income」(Harvard Law Review, vol. 91, pp. 1177—1211, 1978) ; 受遺者に対する贈与税を回避する方法を論じる D. Larry Crumbley 氏と Kenneth N. Orbach 氏とによる「How to Shift the Gift Tax to the Donee」(Trusts and Estates, vol. 117 (no. 6), pp. 350—355, (1978) ; アメリカ連邦税法の不備を論じる C. Lowell Harriss 氏による「Federal Tax Outrage : The Urgent Need for Reform」(Trusts and Estates, vol. 117 (no. 9), pp. 528—532, 1978) ; 税法上種々複雑な問題のある蓄積信託について1976年の税改正法が及ぼす影響を論じる Jill Wentworth 氏による「Accumulation Trusts : A Step towards Simplification」(Trusts and Estates, vol. 117 (no. 10), pp. 621—626, 1978) ; 1976年の税改正法が marital 信託および non-marital 信託に及ぼす影響を論じる Victor David Elsenstein 氏による Sequential

Trust : The multipurpose tax shelter」(Trusts and Estates, vol. 117 (no. 10), pp. 630—634, 1978) 等である。この他に、上記のような信託と税法とに関する直接の論文ではないが、これに関連するものとして、1969年の税法改正に伴う私的財団と同税改正法との関係を論じる H. C. Wadsworth 氏による「Private foundations and the tax reform act of 1969」(Law and Contemporary Problems, vol. 39(no. 4), pp. 255—262, 1975) ; コネティカット州における指名権の法律上の効果と税法上の効果とを論じる F. S. Berall 氏による「The legal and tax consequence of powers of appointment in Connecticut」(Connecticut Bar Journal, 50, pp. 481—558, 1976), 等が注目される。

つぎに、アメリカにおいては、周知のとおり、イギリスにおけると同様、従前から不特定多数の経済的弱者を受益者とする公益的贈与・遺贈がさかんに行われている。その法律上の一手段として、財団 (foundation) と並んで、公益信託の制度がもっとも多く利用されていることはいうまでもない。ちなみに、不特定多数の経済的弱者等を受益者とする公益的機関・施設の数は、財団・公益信託その他の制度を含めて、約 2 万 5,000 件あり、そのうち、公益信託制度を利用するものは、約 8,000 件である、と言われている。このような諸事情のもとで、公益信託に関する論文も少なくない。そのなかでも、たとえば、R. L. Anderson 氏による公益遺留 (残余権) 単一信託を論じる「Charitable remainder unitrusts」(Program materials, p. RLA/1—10 (Athens, Ga.,) 1974) ; 公益信託における公益目的 (人種差別の問題と宗教的目的) の範囲を論じる R. M. Adams 氏による「Racial and religious discrimination in charitable trusts」(Cleveland State Law Review, vol. 25, pp. 1—43, 1976) ; 公益信託の制度を論じる W. H. Wicker 氏による「Charitable trusts」(Gonzaga Law Review, vol. 11, pp. 1—12, 1975) ; 公益遺留年金信託における手続停止要請の方法を論じる Conrad Teitell 弁護士による「Unfavorable Charitable Remainder Annuity Trust Ruling—Caveat」(Trusts and Estates, vol. 117 (no. 1), pp. 28—32, 35, 1978) ; IRS (国内歳入サービス) が公益遺留信託に及ぼす影響を論じる Conrad Teitell 弁護士による「Charitable Remainder Trust—Haunted by Spectre of IRS Letter Rulings」(Trusts and Estates, vol. 117 (no. 3), pp. 180—185, 1978), 等がとくに注目されよう。この他に、公益信託プロパーの論文ではないが、これに関連するものとして、公益的財団の管轄権を論じる L. M. Stone 氏による「The Charitable foundation : its governance」(Law and Contemporary Problems, vol. 39 (no. 4), pp. 57—74, 1975) ; 著者は明らかではないが、アメリカ合衆国連邦税法と公益上の諸制度との関係および税法上の優遇処置を論じる「Federal taxation and charitable organizations」

(Law and Contemporary Problems, vol. 39 (no. 4), pp. 1—262, 1975) ; 贈与と遺贈  
 について論じる Olin L. Browder 教授(ミシガン大学)による「Giving or Leaving—  
 What is a Will?」(Michigan Law Review, vol. 75, pp. 845—886, 1977) ; コミュニティ  
 財産の法的性質を中心に管理・権限・信託等を論じる R. W. Bartke 教授による「Com-  
 munity property, management, powers and trusts」(Idaho Law Review, vol. 13, pp.  
 132—159, 1977) 等がある。なお、林寿二教授による「アメリカの財団の権利主体性につ  
 いて」と題する論文は、学問的権威のあることで高名な Harvard Law School Library,  
 Annual Legal Bibliography, 17, 1977 のなかで、On Juridical Personality of foundation  
 in U. S. A. (in Japanese) (Kokugakuin Journal of Law and Politics, vol. 13 (no. 2. 3),  
 pp. 34—54, RP. 1—29, 1975) として、紹介されている。同論文の概要については、す  
 でに、信託法研究第1号(創刊号)で紹介した(pp. 98—99)。

つぎに、投資信託に関するものとしては、信託投資法の改正を提案する J. H. Langbein  
 氏と R. A. Posner 氏とによる「The revolution in trust investment law」(American  
 Bar Association Journal, vol. 62, pp. 764—768, 1976) ; 小規模な信託資金の投資行  
 為について論じる T. H. Schneider 氏による「Investment performance measurement  
 for small trust departments」(Trusts and Estates, vol. 115 (no. 11), pp. 744—747, pp.  
 774—775, 1976) ; 取引資金と信託投資法との関係を論じる J. H. Langbein 氏と R. A.  
 Posner 氏とによる「Market funds and trust-investment law」(American Bar Founda-  
 tion Research Journal, pp. 1—43, 1977) ; 信託資金の投資と管理運用とについて論じる  
 「Investment and Management of Trust funds in an Inflationary Economy」(Univ. of  
 Pennsylvania Law Review, vol. 126, pp. 1171—1202, 1978), 等がとくに注目されよ  
 う。

さらに、著者は明らかではないが、年金信託に関連するものとして、不況時における  
 公務員退職年金の性質を論じる「Public Employee Pensions in times of fiscal distress」  
 (Harvard Law Review, vol. 90, pp. 992—1017, 1977) が注目され得る。

さいごに、一般信託法プロパーの問題を取り扱う論文としては、とくに、つぎのよう  
 なものが注目されよう。

まず、著者は明らかにされていないが、ヴァージニア州裁判所が1975年に審理した信託法  
 に関するもっとも重要なケースを紹介する「Trusts and Estates」(Virginia Law Review,  
 vol. 62, pp. 1497—1505, 1976) がある。すなわち、構成信託と同様法定信託に代表さ  
 れる復帰信託(Resulting trust)の設定要件について二つの相異なる裁判例(Salyer v.

Salyer, 216 Va. 521, 219 S. E. 2d. 889 (1957) ; Muth v. Camble (216 Va. 436, 219 S. E. 2d 894 (1975)) と Cy-Près 原則の適用要件に関する裁判例 (United States v. Hughes Memorial Home 396 F. Supp. 544 (W. D. Va.)) (1975) を解説するものである。また、1976年においてインディアナ州裁判所が審理した信託に関するもっとも重要なケースを紹介する Debra A. Falender 助教授 (インディアナ大学) による「Trusts and Decedent's Estates」(Indiana Law Review, vol. 11, pp. 330—340, 1977) がある。すなわち、復帰信託と同様法定信託に代表される構成信託 (Constructive trust) の法的性質に関する裁判例 (Leazenby v. Clinton County Bank and Trust Co., 355 N. E. 2d 861 (Ind. Ct. App. 1976)) であり、先妻の子供と後妻との間で相続財産として信託財産の帰属が争われたケースを解説するものである。さらに、最近におけるテキサス州裁判所が審理した信託に関するもっとも重要な裁判例を紹介する Charles O. Galvin 教授 (Southern Methodist 大学) による「Wills and Trusts」(Southwestern Law Journal, vol. 31, pp. 15—26, 1977) がある。すなわち、受託者としての銀行の義務について、1976年の Burnett v. First National Bank 事件 (536 S. W. 2d 600 (Tex. Civ. App.—Eastland 1976, writ ref'd n. r. e.)), 信託基金引き出しの要件について、1975年の Shannon v. Frost National Bank 事件 (533 S. W. 2d 389 (Tex. Civ. App.—San Antonio 1975, writ ref'd n. r. e.)), 顧客と銀行との間の信託関係 (fiduciary relationship) について、1975年の Linder v. Citizens State Bank 事件 (528 S. W. 2d 90 (Tex. Civ. App.—Tyler 1975, writ ref'd n. r. e.)), 信託期間終了時における銀行の権限 (authority) について、1976年の Cogdell v. Fort Worth National Bank 事件 (537 S. W. 2d 304 (Tex. Civ. App.—Fort Worth 1976, writ dism'd)), 浪費者信託 (Spendthrift Trust) における債権の差押えの可否について、1976年の First Bank & Trust v. Goss. 事件 (533 S. W. 2d 93 (Tex. Civ. App.—Houston [1st Dist.] 1976, no writ)), 従業員退職金信託 (Employees' Profit—Sharing retirement trust) における受益者の適格性について、1975年の Fox v. Smith 事件 (531 S. W. 2d 654 (Tex. Civ. App.—Waco 1975, no writ)), そして、口頭信託 (Oral trust) の効力について、1976年の Armstrong v. Armstrong 事件 (532 S. W. 2d 406 (Tex. Civ. App.—Eastland 1976, no writ)), 等を簡潔に紹介するものである。

受託者の義務に関するものとしては、A. A. Milligan 氏による「Inflation and Fiduciary Responsibility」(Trusts and Estates, vol. 117 (no. 6), pp. 359—362, 1978) がある。1978年度の National Trust 会議における Milligan 氏の発言内容に基礎を置いて論じたものである。同様に、Joseph Ciaccio 氏による「Trust Management Responsibilities for

Growth] (Trusts and Estates, vol. 117 (no. 9), pp. 538—539) がある。銀行および信託会社等の審議会委員 (Commissioner) の見解を解説するものである。

信託実務に関するものとしては、受託者と債権者との間における利益相反 (Conflict of interest) の問題を処理するために制定された1939年の信託証書法 (TIA) の内容を解説する Frederica R. Obrzut 氏による「The Trust Indenture Act of 1939: The Corporate Trustee as Creditor」(UCLA Law Review, vol. 24, pp. 131—159, 1976) がある。信託証書法は、委託者と受託者との間で締結される信託設定契約書について、免責条項の内容を制限するものである。同じく利益相反、経済的変動、信託の分離そして商業銀行の機能等を論じる Steven R. Hunsicker 弁護士 (カリフォルニア) による「Conflict of interest, Economic distortions, and the separation of trust and Commercial Banking functions」(Southern California Law Review, vol. 50, pp. 611—688, 1977) がある。

この他、財産的信用が要求される信託銀行および信託会社設立の一要件として、各州における法定の資本最低額を論じる Vincent Jolivet 氏による「Statutory Capital Requirements for Trusts Companies」(Trusts and Estates, vol. 117 (no. 10), pp. 640—641, 1978) がある。わが信託業法第2条 (営業主体の制限) に関連する論文内容であり、信託業法 (大正11. 4. 21法律65号) 改正の際の一資料になり得ると思われる。

## 2 イギリス

イギリスにおける信託法学界の動向については、昨年海原文雄教授が「ここ数年間、著名な信託法学者による著書が数冊新たにされただけで、あまり大きな変化をみることができない」と指摘されたように (信託法研究第2号121頁以下)、今年度においても、昨年度と同様、一般の信託法に関する特記すべき著書はまったく公刊されていないのである。しかし、アメリカにおけると同様貧困者救済、宗教増進、教育助成等のいわゆる公益活動を重要視するイギリスの社会状況に反映して、わずか一冊ではあるが、公益信託 (charitable trust) に関する著書が新たに公刊された。

イギリスで公刊された公益信託法に関する著書とは、Hubert Picarda 法廷弁護士 (Barrister) による「The Law and Practice Relating to Charities, 1977, Butterworths, London」である。これがイギリスで公刊された特記すべき著書の唯一のものである。本書は、公益信託に関する新しい数多くの判例を引用しながら、イギリスとウェールズにおける公益信託の法理論と実務とを体系的に論じるものである。また、同書は、最近の英連邦共和国 (Commonwealth) やアメリカにおいて明らかにされた数多くの判例につい

ても、引用し、紹介している。同書の内容については、その主要な個所を概観すると、次のような特色がある。はじめに、公益目的の意味・内容について、かつて、1601年の Charitable Use 条例の前文に一定の基準・範囲が列挙されたことがある。その後、Lord Macnaghten が前記条例の前文や数多くの判例に基づいて四項目に分類したのであるが (Income Tax Commissioners v. Pemsel (1891) A. C. 531. 583)、本書においては、公益目的の範囲について、新たに12項目に分類している。法律上の意味において公益 (Charity) というのは、きわめて高度な専門用語であって、時代の変遷とともに、その意味・内容を漸次修正していかなければならない問題である。公益の意味・内容については、わが民法34条および信託法66条に例示の規定を設けているとはいっても、十分に解明されていないのである。それにも拘らず、公益信託の設定をみるに至り、また、公益信託設立の動きが本格化する様相を呈しているおり、今後大いに問題になることであろう。つぎに、Cy-Près 原則の適用要件について、従来の判例にしたがって「一般的な公益上の意図」の明示あることを絶対的要件とするが、従来の学説・判例と相異して「原始の実行不可能性と後発的実行不可能性」とを何ら区別していない。もっとも、Cy-Près 原則の適用の可否は、原始の実行不可能性の場合だけが問題になるのであるが……。さらに、永久権禁止則 (Perpetuity) については、生前贈与 (inter vivos gifts) の期間に関して “Wait and See” 原則を導入し、この原則の適用に関する二つの相異なる状況を解説すること等であろう。本書は、本文765頁から成る大著作であり、その内容においても、後で触れる「Tudor on Charities, 6th. ed., (1967)」に匹敵するものである。同書は、公益信託法の研究者や実務家にとって、公益信託の理論と実際とを体系的に理解するのに有益であろう。なお、上記の著書については、David Hayton 氏 (The Cambridge Law Journal, vol. , pp. 191—192, 1978)、また、Jill Martin 氏等 (The Modern Law Review, vol. 41, pp. 355—357, 1978) による Book Review がある。両教授は、ともに、「公益信託法を研究する者および実務に携わる者にとって、必読の書である」という趣旨のコメントを付している。

公益信託法に関する著書は、上記の著書他に、比較的最近のものとして、G. W. Keeton 博士と L. A. Sheridan 博士とによる「The Modern Law of Charities, 2nd. ed., (1971)」(Belfast Northern Ireland Legal Quarterly Inc.) ; D. G. Cracknell 法廷弁護士による「Law Relating to Charities, (1973)」(Oyez Publishing, London) がある。前者は学問的研究に重点が置かれた書物であり、後者は実務面に重点が置かれた書物であるといえよう。さらに、上記の著書よりはやや古いものであるが、忘れてはならないもの

として、前に触れた D. H. Mcmulien, S. G. Maurice, そして, D. B. Parker 等 3 人の法廷弁護士による「Tudor on Charities, 6th. ed., (1967)」(Sweet and Maxwell, London)がある。同書は、初版として1854年に公刊されてたのであるが、一世紀以上にわたって同書名で続刊されている書物である。本書は、本文755頁から成る大労作であって、その内容においても、公益信託法の体系書として貴重・有益なる書物の一つである。

つぎに、信託法に関する特記すべき論文は、この期間中、あまり発表されなかった。しかし、発表された数少ない論文のうちで、以下のものがとくに注目されよう。

はじめに、夫婦財産の信託を論じた Frank Weble 氏による「Trusts of Matrimonial Property」(The Law Quarterly Review, vol. 92, pp. 489—496, 1976)である。同論文は、夫婦間の財産について、法定信託に代表される復帰信託 (Resulting trust) と構成信託 (Constructive trust) との相異を明らかにする1975年の Re Densham 事件 (1 W. L. R. 1519) と Eves v. Eves 事件 (1 W. L. R. 1338) とを中心にしながら、夫婦財産の帰属権利者が誰であるかを論じるノートである。同論文の内容を概観すると、論者は、ここ数年間のうちに復帰信託と構成信託との区別が不鮮明になりつつあることを指摘し、その相異を不明瞭にしたのは1971年の Gissing v. Gissing 事件 (A. C. 886) の判決である、と述べている。同事件において、貴族院 (House of Lords) のメンバー 5 人全員の意見は、「書面上に信託を設定する明示的な意思の表示がない場合、土地に対する受益的な分担所有 (Share) は、コモン・ロー上の権利証書 (legal title) の所有者と請求する者 (claimant) との間で、復帰信託、黙示信託、そして、構成信託のいずれを設定するかについて一定の意思を示すような合意もしくは一般的な意図がある場合にかぎり、請求してよい」と判示したからである。上記の判決に影響を受けた Densham 事件は、破産に類した夫の財産について、夫婦間における共有財産の帰属の範囲が争われたケースである。同事件の概要は、つぎのとおりである。すなわち、将来婚姻する意思で、男・女が借家に同居していた。女性は就労していたが、生活費の全額を負担していたのは男性である。当時、男性の給料からだけでも、週10ポンドの貯蓄ができた。その後、両人は正式に婚姻し、共同の名義で家屋を購入することになっていたが、夫は単独名義で当該家屋を購入してしまった。妻は、その後も、当該家屋の購入代金支払のために、継続して就労していた。約3年後、夫は破産し、債権者が当該家屋を差し押えた。そこで、妻から債権者を相手として、自己の当該家屋に対する持分権にもとづいて、返還請求したのである。同じく、Eves v. Eves 事件の概要は、婚姻届の出されないまま婚姻の共同生活をしている若い男女がその共同生活を解消した場合、同居中に蓄積した財産の帰属範囲が

争われたケースである。同事件の概要は、つぎのとおりである。すなわち、将来婚姻する意思で、男・女が借家に同居していた。両人は、共働きをしながら、婚姻後の家屋購入のために、貯蓄していた。しかし、その後、男性は、単独名義で家屋を購入するだけでなく、他の女性と婚姻してしまった。そこで同居していた女性から、その相手方である男性に対して、自己の当該家屋に対する共同所有を主張して、返還請求したのである。両事件は、ともに、「財産の受益的所有権を適切と思われるような分配方法として構成信託を形成する」と判示した。しかし、本論文は、「両事件の判示から明らかにされたことは、legal title の単独購入者に対して、受益的共同所有を設定する信託は、伝統的な形式の構成信託を除いて、新しい形式の構成信託ではなくて、やはり、復帰信託とみるべきである」と述べている。

つぎに、オーストラリアにおける新しい形式の構成信託を論じる W. M. Gummow 氏による「New Model Constructive trusts in Australia」(The Law Quarterly Review, vol. 94, pp. 351—354, 1978) がある。同論文は、Griffiths v. Kerkemeyer 事件 (15 A. L. R. 387, 1977) と Allen v. Snyder 事件 (2 N. S. W. L. R. 685, 1977) とを中心としながら、オーストラリアの裁判所において是認された二つの新しい形式の構成信託を論じるものである。すなわち、オーストラリアの Griffiths v. Kerkemeyer 事件の概要は、交通事故による人的損傷 (personal injuries) を原因として原告に与えられる損害賠償金について構成信託を形成するか否かが審理されたイギリスの Cunningham v. Harrison 事件 (Q. B. 942, 1973) に類似するケースである。また、オーストラリアの Allen v. Snyder 事件の概要は、前に触れたイギリスの Eves v. Eves 事件に類似するケースである。イギリスの Cunningham v. Harrison 事件と Eves v. Eves 事件は、ともに、構成信託を形成する、と判示されたことはすでに述べたとおりである。しかし、オーストラリアの Griffiths v. Kerkemeyer 事件と Allen v. Snyder 事件は、ともに、類似する上記イギリスにおける両判決を否定したのである。そして、同論文は、次のような問題点を、前に触れたオーストラリアの事件から導き出すことができる、と述べている。すなわち、重要と思われる個所を要約すると、(1)オーストラリアにおける伝統的な原則は、英国において確立された原則によるのではなくて、オーストラリアの高等裁判所で審理された1956年の Wirth v. Wirth (98 C. L. R. 228) 事件や1963年の Hepworth v. Hepworth (110 C. L. R. 309) 事件の判決を踏襲している。(2)新しい黙示信託や構成信託の原則を確立したイギリスの控訴裁判所 (Court of Appeal) の判決は、1970年の Pettitt v. Pettitt (A. C. 777) 事件や1971年の Gissing v. Gissing (A. C. 886) 事件を審理した貴族院のメンバーによる多

数人の見解に基づくものではない。(3)新しい信託の形式化(formulations)は、裁判所がかかる信託を設定した方がいいと判断したときはいつでも、寄贈(Contribution)をなす当事者のために、法律上の所有権(legal owner)に基づいて、その信託の設定を課すことができる、という法則を含む。すなわち、信託の設定は、事実上の問題として推論される当事者の現実的な意図によるのではなくて、法律上の問題として当事者に課された意図に基づくのである。明示信託の設定は現実の意図に関係するのに対して、法定信託に代表される黙示信託や復帰信託の設定は、特殊な意図を推測するが、真実の意図の証明とは関係ない。したがって、この新しい信託の類型は、上記の信託分類のいずれにも属さない。(4)一般的な問題として、構成信託は、ある種の意図に基づくものではない。すなわち、構成信託は、当事者間におけるある種の信頼関係の存在によって、あるいは、被告(defendant)の非良心的な行為によって、設定されるのである、と。

さいごに、非公益的な法人格なき社団に対する贈与の帰属主体を論じる Nigel P. Gravells 氏による「Gifts to Unincorporated Associations: Where There's a Will There's a Way」(The Modern Law Review, vol. 40, pp. 231—236, 1977)がある。同氏は、わが国でも、「公共目的信託(Public Purpose Trusts)」なる新しい信託概念を提唱したことを、すでに紹介されている(海原・信託法研究第2号123頁)。上記の論文に関連して本論文の概要は、非公益的な法人格なき社団に対する贈与は、遺言による場合、財産権の帰属主体として、解釈論上、当該社団自体に対する贈与なのか、それとも、当該社団を構成するメンバー個人に対する贈与なのか、が問題となる。けだし、法人格なき社団は、法律上独立した法主体(entity)ではないけれども、継続的な法主体として多くの目的を有し、ただそのメンバーの集合体以上のものであるとする人為的かつ変則的な概念に由来するからである、と指摘する。そして、イギリスにおいて、法人格なき社団は、従前から、当該社団自身資本(Capital)を消費する権限を有しているならば、その範囲内で、信託に基づいて、自己の財産として保有することができる、と言われてきた(Re Drummond, (1914) 2 Ch. 90; Macaulay v. O'Donnell, (1943) Ch. 435n)。法人格なき社団に対する贈与の効果について、Cross 裁判官は、1952年の Neville Estates Ltd. v. Madden 事件(Ch. 832. 849)において、つぎのような分類をした。すなわち、(1)共同の tenants と同様に、贈与の当時に、当該社団のメンバーに対してなされた贈与として、(2)当該社団のメンバーとして、お互いのために、契約上の権利と義務とにしたがって、当該社団のメンバーに対してなされた贈与として、(3)当該社団の目的を実現するために、信託に基づいて、当該社団の受託者(trustees)に対してなされた贈与として、そ

## 信託法学界回顧

れぞれ解釈される、と。しかし、1959年の *Leahy v. Attorney—General for New South Wales* 事件 (A. C. 457) において、Simonds 裁判官は、「法人格なき社団は、独立の法人格を享有しないために、当該社団自体、自己の財産として保有することはできない」と判示した。それ以来、かつての法人格なき社団であっても財産を保有できるという支配的な見解は、疑問視されはじめた。すなわち、比較的最近まで、法人格なき社団に対する贈与は、無効とされていたのである。ところが、1972年の *Re Recher's Will Trusts* 事件 (Ch. 526) において、Brightman 裁判官は、傍論ではあるが、「法人格なき社団は自己所有のものとして財産を保有できない」、という結論の不可避性を否定したのである。そして、上記の問題に関連して、1976年の *Re Lipinski's Will Trust* 事件 (3 W. L. R. 522) において、Oliver 裁判官は、繰り返して、「私益信託は確認しうる受益者個人のために設定されなければならない」という従来の法則に対する制限を強調している。すなわち、法人格なき社団であっても、一定の財産を自己のものとして保有できる、ということであろう。

この他にも、信託に類似する制度としての契約や代理について比較研究をした A. D. Yates 講師 (ブリストル大学) による「Trusts, Contracts and Attornments」(41 *Conveyancer and Property Lawyer*, pp. 49—60, 1977)、受託者の義務について歴史的な比較研究をした G. M. V. Young 氏による「Trustee investment standards and responsibilities in England: Past and Present」(11 *Real Property, Probate and Trust Journal*, pp. 711—722, 1976)、さらに、判例評釈として、E. C. Ryder 氏による「Re King's Will trusts: a reassessment」(29 *Current Legal Problems*, pp. 60—73, 1976) 等がとくに注目されよう。

### 3 日 本

わが国における信託法学界の動向については、信託の理論と実際とをめぐるさまざまな問題点を総合的に研究・討議する場として、学会の設立が久しく待望されていたのであるが、数多くの学者・実務家の賛同を得て設立された信託法学会が発足してから満3年を経過した。その間、同学会の設立趣旨にそってさまざまな問題を取り扱った貴重な研究が報告されてきたのであるが、とりわけ、昭和53年6月3日(土)青山学院大学で開催された信託法学会第3回大会においては、長 穰氏による「日本所得税法における信託精神の欠如について」、藤野忠彦氏による「公益信託の受託実務に係わる法律上の諸問題について」、吉田清見氏による「証券代行業務における信託の役割について」、そして、

板橋菊松氏による「英国の信託合法化と日本の信託法制観について」、等それぞれ独創的かつわが国の信託法学界・実務界にとって有益な研究が報告された。

英米国と同様、わが国において、学界・実務界にとって、現在もっとも脚光をあびているのが公益信託である。わが国では、後に触れるように、昭和52年5月20日に公益信託の第1号が誕生して以来、昭和54年1月31日現在までに、法人受託と個人受託とを合せて、つぎのように13件を数えるに至った。すなわち、信託銀行を受託者とするものとしては、(1)開発途上国の教育、医療等の援助を目的とする「今井記念海外協力基金」(外務省(経済協力局))、(2)プレストレスト・コンクリート技術等の建設技術開発を目的とする「斎藤記念プレストレスト・コンクリート技術研究奨励基金」(建設省(大臣官房))、(3)広島県立広島工業高校生の奨学援助を目的とする「清水宗吉記念奨学基金」(広島県教育委員会)、(4)日本に留学するアメリカの女子大学の教員、研究員および学生に対して経済的援助を目的とする「エリザベス・グレイ・ヴァイニング記念日米人物交流基金」(外務省(情報文化局))、(5)諸外国との相互理解と友好親善の促進を目的とする「貝島記念国際青少年交流基金」(外務省(情報文化局))、(6)水戸市内の公・私立高校生の奨学援助を目的とする「小野富太郎記念母子奨学基金」(茨城県教育委員会)、(7)耳鼻咽喉科学の進歩発展に寄与する研究に経済的助成を目的とする「高橋記念耳鼻咽喉科学研究奨励基金」(厚生省(医務局))、(8)青少年の読書に適する文学及び郷土文化の振興を目的とする「山本有三記念路傍の石文学賞及び郷土文化賞基金」(文部省(文化庁))、(9)開発途上国の文化、教育の水準の向上を目的とする「川上甚蔵記念国際文化教育振興基金」(外務省(情報文化局))、(10)広島県内の盲学校、聾学校等特殊教育諸学校の教育の振興を目的とする「桐原秀太郎記念教育振興基金」(広島県教育委員会)、(11)佐賀県内の高校に進学する者のうち武雄北中学校区内に居住する者の子弟に奨学金を給付することを目的とする「山口弘雄記念奨学基金」(佐賀県教育委員会)、(12)障害児教育の振興を目的とする「高須記念養護学校援助基金」(京都府教育委員会)、等である。個人を受託者とするものとしては、軽井沢町の高校生とグアムの高校生との間の相互親善交流を目的とする「軽井沢・グアム学生交流基金」(外務省(アメリカ局))がある。法人を受託者とする公益信託の設定増加はもちろんのこと、とくに、個人を受託者とする公益信託の設定増加が期待されよう。

信託法に関する著書・論文等については、つぎのものが公刊された。はじめに、信託法学会から刊行された「信託法研究」第2号がある。本学会誌同号の収録内容は、昭和52年5月21日(土)京都大学で行われた第2回大会の研究報告を中心に掲載されている。

## 信託法学界回顧

その巻頭に、わが国の学界・実務界で現在もっとも関心のもたれている田中實「公益信託の実用化」が掲載されており、続いて、研究報告として、谷口知平「日常生活における信託法理」、小桜純「米国の従業員持株信託」、神戸奎四郎「設備信託について」、橋本孝一「信託された株式の議決権行使の諸問題」、そして、中野正俊「英法における Cy-Près 原則について」等、5篇が収められている。上記の論文に加えて、アメリカ、イギリス、日本における信託法学界の動向を要領よく紹介する海原文雄「信託法学界回顧」も収められている。上記の論文は、いずれも、わが信託法学界・実務界において、信託の理論と実務とに関係する未開の分野を開拓するものであり、現在もっとも関心のもたれているテーマであるといえるだろう。

つぎに、信託法に関する個別的な論文として、注目すべきものを挙げると、

はじめに、民法（遺言、第960条以下）とに関連するものとして、信託法第2条の存在理由を論説する大阪谷公雄「遺言信託の問題点について」（龍谷法学第10巻第4号26—43頁）がある。同論文は、信託法第2条に「信託ハ遺言ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得」と規定しているが、なぜこのような規定を設けたのかという疑問から論説されたものである。同博士は、通説である信託宣言否定説に立って、「信託法第2条が信託宣言を認めているのなら、それこそ第2条はいらない。信託宣言を認めないという理論でいくと、遺言は単独行為であるから、単独行為たる遺言をもって信託を設定することはできないことになる。したがって、第2条は注意的な規定というよりは、むしろ、必要的な規定ではないか」と言われる。そして、同博士は、かつて多数説が信託宣言を否定しながら、注意的規定説（第2条の規定を要せずして当然遺言で信託を設定できることをただ注意的に規定したとの見解）をとるという矛盾点を浮彫りにしている。

公益信託に関しては、前にも触れたように、わが国でも公益信託が実際に具体化されたために、また、今後本格化する様相を呈しているために、かかる有益な研究論文も少なくない。すなわち、はじめに、公益信託の法律上の新しい構成を論説する田中實「公益信託の法的構成について」（民商法雑誌第78巻臨時増刊号（1）末川先生追悼論集138—155頁）である。同論文を要約すると、「信託目的の公益性について、法文上、民法による公益法人の公益性と全く同じ例示的表現で示されている。解釈上、一応同じ意味内容と解することができるが、制度の運用面から考えた場合、多少の疑問がないではない。したがって、公益法人に関する民法第34条と、公益信託に関する信託法第66条とは、同一の公益目的を例示的に列挙し類似の表現で規定されているが、その解釈・運用において差を設けるべきである。すなわち、民法第34条における公益性の判定は、人格なき社

団・財団が増加することは好ましくないので、さしあたり、必ずしも厳しくする必要はない。これに反して、信託法第66条における公益性の判定は、公益信託として許可を受けられなくても一般の民事信託となり公益信託特有の行政的コントロールが外れるだけなので、厳しくすべきである」と。つぎに、「公益信託設定の方法として、契約によってなされる場合と遺言によってなされる場合とがある。このほか、別の単独行為——すなわち、いわゆる信託宣言による場合も考えられる。信託法第1条の解釈上、信託宣言は認め難いとする否定説が多数であるけれども、あえて肯定説を採りたい」と言われる。それゆえ、田中説は、信託宣言肯定説を採られるので、生前における契約によらない単独行為によって、公益信託を設定することができることになる。また、同説は、単独行為たる遺言の場合、信託法第2条の存在理由については何ら触れられていないが、信託宣言肯定説を採られるので、注意的規定説を採られるということになるのではなからうか。この他、田中實「公益法人・公益信託研究入門アメリカの公益法人と公益信託」(「公益法人」vol. 7 no. 1—6, 9—12, 財団法人公益法人協会)という連載もある。このうち、とくに、第7巻第4号(25—28頁)は、信託法リステイメント(Restatement of the Law, Trusts)を素材とし、アメリカにおける公益信託の定義や目的を中心に解説するものであり、第7巻第5号(20—23頁)は、アメリカにおける公益信託の設定方法や公益信託の法原則を中心に解説するものである。アメリカの公益信託制度を概観するのに有益であろう。また、同誌第7巻第4号(13—24頁)には「公益信託の推進と課題—座談会—」、同誌第7巻第7号(9—15頁)には田中實「わが国における公益活動の原点と公益信託の今日の課題」、同誌第7巻第10号(17—19頁)には市村博「公益信託制度の活用について」、そして、同誌第7巻第11号(22—25頁)には太田達男「公益信託の現状と今後の展望」もある。さらに、英・米国における公益信託の歴史的な発展過程を論じる富沢輝男「英・米公益信託史素描」(国学院大学大学院紀要第9輯333—343頁)もある。公益信託の歴史的成立・発展の過程を論じる著書・論文は数少なくない。同氏の今後の研究を期待し得るであろう。著書としては、日本国際交流センター編「日本の財団・公益信託」((財)日本国際交流センター発行、昭和53年)が公刊されている。

わが信託法が制定された経緯は興味ある課題であるが、わが信託法規(信託法・信託業法)の成立過程を論じる山田昭「信託法制の制定過程(1)——信託法・信託業法の立案推移——」(信託113号4—38頁)、同「信託法制の制定過程(2)——信託法・信託業法の立案推移——」(信託114号47—77頁)、同「信託法制の制定過程(3・完)——信託法・信託業法の立案推移——」(信託115号65—148頁)がある。同論文は、大正11年4月

に法律62号として公布された信託法および同法律第65号として公布された信託業法に関して、上記二法が議会で提出されるまで約10年を要したそうであるが、現行信託法が制定されるまでの約10年間における立案過程を中心に、信託法立法事情の解明を試みたものである。すなわち、第一部では信託会社の性格をめぐる変遷、第二部では信託法・信託業法の生成とその変遷、そして、第三部では信託法立法の草案の経過を論じている。忘れてはならないのは、1922年に公布されたわが信託法は1872年に制定されたカリフォルニア州民法典（California Civil Code）と1882年に制定されたインド信託法（The Indian Trust Act）とが母法であるといわれていることに注目し、信託法の草案推移とともに、上記カリフォルニア州民法典とインド信託法の関連条文をも比較掲載されていることである。

信託実務に関するものとしては、松本崇「貸付信託における委託者の権利義務の承継について——貸付信託法上の諸問題（3）——」（信託114号36—46頁）がある。同論文は委託者の地位を規定する「貸付信託法」第10条の趣旨とその背景を中心に論じるものである。すなわち、貸付信託法第10条は、「受益証券を取得する者は、その取得により、当該受益証券に係る信託契約の委託者の権利義務を承継するものとする」と規定する。同10条の趣旨について、従来の考え方からすれば、「委託者は、当初の貸付信託契約を締結し、受益証券を取得した者であって、その後において受益証券を転々取得した者は、あくまでも委託者の権利義務を承継するにすぎない者であり、みずから委託者になるものではない」と言われていた。要するに、上記の説によれば、「委託者はあくまでも信託設定者であり、委託者としての権利義務は受益証券の取得者に承継されても、設定者の地位は一身専属的なものとして、当初の委託者のもとに残る」ということになる。同論文は、上記の考え方を疑問視し、信託法の側面からみた信託関係における委託者の地位、法律行為の当事者・財産出捐者としての地位、そして信託目的設定者としての地位等貸付信託法第10条に存する背景について、その実態面から論述している。すなわち、同論文は、「委託者としての権利義務の帰属主体すなわち委託者なのであり、受益証券の移転に伴い受益者の地位が移転するように、委託者の地位も受益証券の移転とともに移転する」と、委託者の地位承継説を主張される。本稿は、精細な解決を展開するものであり、実務界にとって有益なるものである。

動産設備信託に関するものとして、浅野裕司「設備信託の法理」（東洋大学比較法第15号30—52頁）がある。同論文は、アメリカの実務界において盛んに利用されている設備信託の法律上の構造を明らかにしながら、わが国の設備信託における問題点や設備信託

とリースとの異同を論じるものである。わが国における設備信託については、実質的機能という側面から「管理型、管理処分型、即時処分型」とに区別し、それぞれの法的構成を論じているのであるが、そのなかで、とくに、「管理処分型においては、賃貸先企業が倒産すると、受託者は賃貸借契約を解除して目的物件を引き上げ、他に転売し、その売却利益を全て受益者に配分することになっているが、これは、管理処分型の設備信託の実態が所有権留保付の割賦売買と異なることを考えると問題がある」と指摘する。

信託法の講義要綱として「信託」に連載されている田中實「信託法講義（6）」（信託112号123—132頁）、同「信託法講義（7）」（信託113号91—101頁）、同「信託法講義（8）」（信託114号78—90頁）、同「信託法講義（9）」（信託号115号39—55頁）がある。同教授の簡潔・明瞭なる解説は、かねてから高評であること、今更論じるまでもない。

外国の信託法とに関連するものとして、黒田豊次「イギリス法における信託とその影響に就いて」（産大法学第11巻第2・3号215—238頁）と、辻正美「受託者の背信的処分の効力について（1）——ドイツ法を中心として——」（法学論叢第103巻第1号37—72頁）とがある。まず、前者（黒田論文）は、イギリスにおいて、トラスト・コンセプト（Trust Concept・信託観念）が歴史的にどのようにしてイギリス法のなかに発生したのか、そして、信託の影響が何故にかくも広範囲に及んだのか、という疑問から、論述されたものである。後者（辻論文）は、「受託者の背信的処分（信託違反処分）に対する委託者の保護に関しては、その不十分さが指摘されるに止まっており、こうした事態を誘発している要因が十分に分析されていない」という問題意識に基づき、主として受託者の背信的処分の効力をめぐる問題に焦点をあてながら、判例・学説によって醸成されてきたドイツ信託法理論の発展過程および現況の分析・検討を試みるものである。同論文は、完結されたものではないが、精細な解釈論を展開するものであり、わが国でも高く評価されよう。続稿が期待される。

さらに、伊藤三郎・伊和弘「シンガポールの信託制度について」（信託112号84—91頁）もある。同論文は、シンガポール共和国における信託に関する成文法規として受託者法（Trustees Act）、信託会社法（Trust Companies Act）、公受託者法（Public Trustees Act）、信託資金法（Trust Funds Act）等があることを列挙し、それぞれの制定法の特徴を紹介するとともに、シンガポールにおける営業信託の特色についても論述している。シンガポールの信託に関する著書・論文等の文献を入手することが容易でない現状を考えると、一資料としての価値は十分に存するといえるだろう。

アメリカの信託法制を紹介するものとして、慶応義塾大学信託法研究会による「抄訳

## 信託法学界回顧

・米国信託法リステイトメント (21—24) (信託112号, 114—116号) と、九州大学大学院信託法研究会による「アメリカの統一信託法」(Uniform Trusts Act) (信託115号) とがある。前者については、「米国信託法リステイトメント」の翻訳である。表題に「抄訳」となっているが、原本に忠実な本格的なものである。同リステイトメントの内容は、周知の通り、契約法・不法行為法リステイトメントと同様、法的拘束力はないとはいえ、実際上解釈基準を示すものとして権威をもつものであるとともに、新しいアメリカ信託法の性格を示すものである。同リステイトメントは、A. W. Scott 博士の信託学説、数多くの判例を整理・分析し、全文460条から成るものである。慶応大学信託研究会は、すでに半分以上の翻訳を終えており、その成果を「信託」にほとんど毎号掲載している。後者については、「アメリカ統一信託法」の翻訳である。当該法律の内容は、1937年に信託および受託者に関する法律を統一するために制定されたものである。当該法律は、わずか全文25条から成るものであるが、アメリカの信託に関する基本的な法則を一応網羅しており、現在ルイジアナ、ネヴァダ、ニュー・メキシコ、ノース・キャロライナー、オクラホマ、サウス・ダコタ、テキサス、ニュー・ジャージの8州において採用されている。海原文雄教授も指摘されているように、信託法リステイトメント同様わが国の信託法を解釈するにあたって、一資料として参考になるところも多いのであろう。九州大学大学院信託法研究会は、次回の研究テーマとして、Uniform Trustees' Accounting Act (1936) の各条文の翻訳を発表される予定のようである。信託関係諸法の改正がさげばればはじめた昨今、地味で労苦の多い外国の信託法制を着実に研究されている慶応義塾大学信託法研究会および九州大学大学院信託法研究会メンバーの方々の姿勢と努力とに、心から深く敬服するとともに、上記研究会が今後さらに一層貴重な研究業績をあげられることを望んでやまない。

上記の研究会の他に、漸次、信託法研究グループが各所で結成されて、わが国における信託の研究活動も盛んになりつつある。「信託」にほとんど毎号「研究会訪問」の紹介が連載されているのであるが、とりわけ、「英米信託法研究会を訪ねて」(信託114号136—141頁)が参考になるだろう。英米信託法研究会は、砂田卓士教授(専修大学)、海原文雄教授(九州大学)、矢頭敏也教授(早稲田大学)、新井正男教授(中央大学)、佐藤正滋教授(成城大学)というそれぞれ英米法に造詣の深い5名の学者で構成される英米信託法の共同研究グループである。

さいごに、論文ではないが、「第16次信託銀行業視察団視察報告」(信託116号4—78頁)がある。欧米における「銀行・信託のディスクロージャー」と「住宅ローンの変動金利

信託法研究 第3号

制」の問題を視察する目的で、各信託銀行の代表者によって、第16次信託銀行業視察が編成された。同報告書は、欧米諸国の金融機関における信託のディスクロージャーの現状と今後の動向、および住宅ローンの変動金利制実施の状況等の視察の結果を報告するものである。

1979. 2. 15

(法政大学法学部講師)

なお、本稿校正中に、九州大学大学院信託法研究会は、「統一受託者計算法」という論題の翻訳を、「信託」117号（昭和54年2月25日発行）に発表された。